

処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

当院では、患者さまの状態に応じ、

- ・28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・リフィル処方箋を発行すること

のいずれも対応可能となっております。担当医にご相談ください。

一般名処方や処方箋についてご不明な点等ございましたら、当院職員へご相談ください。

2024 年 6 月

善常会リハビリテーション病院